

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について 申立人X1と申立人X2（申立人2名を総称して、以下、「申立人ら」という。）、被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、下記の損害項目に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 別紙物件目録1記載の不動産（土地） | 4, 850, 575円 |
| 2. 別紙物件目録2記載の不動産（建物） | 20, 200, 929円 |
| 3. 家財道具 | 5, 950, 000円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1の損害項目に掲げる損害についての和解金として、合計31, 001, 504円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、本件の損害に対する賠償金として1, 992, 340円を支払済みであることを確認する。この既払金について、第2項記載の和解金31, 001, 504円と清算することとする。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認条項

1. 申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。
2. 申立人らと被申立人は、本和解契約書第1各項の財物について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申

立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月19日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 九石拓也)